

令和8年度香川県議会議事堂機械式駐車装置保守点検業務仕様書

「駐車場法」及び同法施行令に基づく国土交通省告示の定めるところにより、機械式駐車装置の機能を常時適正に発揮させて、安全かつ良好な運転状態を維持させるために、下記の条項を実施する。

1. 業務の対象

機器名 : ナブコパーク7型機械式駐車装置 (18台分)

ナブコパーク8G型機械式駐車装置 (8台分)

設置場所 : 香川県議会議事堂地下

2. 業務委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務実施要領

(1) 定期保守点検整備を3ヶ月に1回実施する。各回の経過期間は、概ね等間隔(6月、9月、12月、3月)で行う。

なお、不時の故障等が発生した場合は、速やかに点検等作業を行うこと。

(2) 点検内容については別紙「点検内容表」のとおりとする。

(3) 業務の実施にあたっては、庁舎の管理運営に支障をきたさないようにするとともに、関係法令を遵守すること。

(4) 業務実施中に設備の不良箇所を発見したときは、速やかに適切な処置をとり、委託者(以下「県」という。)と協議し指示に従うものとする。

(5) 業務の実施日時の決定等について、県と密接な連絡をとってこれにあたること。

4. 事故の防止

(1) 作業前には作業員全員でミーティングを行い注意事項を説明する等事故の発生防止に努め安全作業に徹すること。

(2) 作業には所要の人員を配置し、保安に努めること。

(3) 作業中に事故が発生した場合には、応急処置を講じるとともに、原因、経過及び事故による被害の内容について、直ちに県及び関係官公署に連絡し、被害を最小にとどめるように努めること。

(4) 災害及び故障等の異常事態発生に備えて、従業員が非常呼び出しに応じられる体制を確立し、適切な措置が講じられるよう準備をしておくとともに、緊急連絡先を県に通知しておくこと。

5. 材料等の取扱い

清掃・点検等作業に必要な材料等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 清掃用の洗剤、ウェス等の消耗材料は受託者の負担とする。
- (2) 上記(1)以外については、県の負担とする。

6. 業務完了報告書の提出

業務が完了した場合は、その都度遅滞なく報告書を提出すること。

7. 支払

受託者は、業務完了報告に基づく県の検査に合格した後、委託料を県に請求することができ、県は、正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8. 業務執行上の疑義

この仕様書に定めのない事項並びに疑義を生じた場合は、県と受託者が協議のうえ決定する。